

江北町立江北中学校部活動に係る方針

平成30年12月

江北町立江北中学校

1 はじめに

部活動は学校の教育活動の一環として行われ、責任者の指導の下、競技に興味や関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織される。より高い水準の技能や記録に挑戦することで、楽しさや喜びを味わったり、学年を超えた集団の中で、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力しながら、好ましい人間関係の構築を図ったりすることは、自ら自主性や協調性、責任感、連帯感を育成するなど、多様な学びの場として極めて効果的な活動であり、大きな意義を有するものである。

しかしながら、社会・経済の変化等による部活動の今日的課題としては、「過度な競技志向や勝利至上主義」「生徒や顧問、保護者の疲労や多忙化」「学習や生活習慣への影響」「保護者要望の多様化」「いじめや体罰の問題」「教職員による生徒送迎中の事故」等があげられる。

以上のことから、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「江北町立江北中学校部活動に係る方針」（以下「本方針」という。）を策定する。

2 体制の整備

（1）部活動方針の策定

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針である部活動運営計画を策定し、各部の年間の活動計画とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- イ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ウ 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、学校の部活動の種目数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう適正な数とする。
- イ 校長は、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受けさせるなど、研修の機会を設ける。
- ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、教諭等の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- エ 校長は、設置する部について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の指導者（教諭等、部活動指導員及び外部指導者とする。以下同じ。）を配置するよう努める。
- オ 校長は、学校全体及び各部の目標や方針、活動計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故対応等について、学校と指導者との間で、十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- カ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教諭等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・改善を行う。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自主的・自発的に計画していくボトムアップ理論に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。
- (3) 顧問は、部の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法など、最新の指導方法を積極的に取り入れ、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- (4) 校長は、部活動が勝利や入賞にとらわれた意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。その際、目先の勝負にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、バーンアウトや運動部におけるスポーツ障害を防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間等の基準

校長は、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設定するとともに、顧問に対し、適宜、支援及び指導・改善を行う。

ア 休養日

(ア) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

平日に少なくとも1日（原則毎週水曜日）を、また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に少なくとも1日以上 of 休養日を設け、週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。

(イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等を含め、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を適切に設定する。

(ウ) 以下を江北中学校における共通の「部活動の休養日」とする。

○原則毎週水曜日

○毎月第3日曜日・・・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」

○教育委員会が定める「学校閉庁日」

○定期テスト等の3日前から終了日（終了前日）を原則とする。

○これらに加え、年末年始その他の日について、年間で1週間程度、学校全体としての休養日を設定する。

(エ) (ア) (イ) (ウ) にかかわらず、部活動として目標とする重要な大会等^(※)の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保し、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

(オ) その他、重要な大会等^(※)の直前の活動について、生徒の健康・安全面を十分配慮し、校長が判断し、認める。

イ 活動時間等

(ア) 部活動の活動時間は以下の通りとする。

○平日：長くとも2時間程度

○長期休業中：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

(イ) 活動時間、及び日没時刻を考慮し下校時刻を設定する。（下校時刻については、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮する。）

(ウ) 教諭等の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 参加する大会等の見直し

ア 校長は、生徒への教育的意義や、生徒及び顧問の負担等を考慮して、参加する大会等を精査する。

特に、週末に休養日が設定できるよう2日間にわたる大会への参加が連続週にならないよう配慮する。

イ 県大会規模の大会等については、年4回程度の参加を目安とする。

5 環境の整備

(1) 生徒のニーズ等を踏まえた部の設置等

校長は、学校の実情に応じて可能な範囲で生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置等に努める。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、学校や地域の実態に応じ、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化環境整備に向け、社会教育活動への学校体育施設開放事業等を推進する。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 教諭等の部活動への関与

(1) 学校における業務の役割分担及び適正化

ア 校長は、教諭等の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を推進する。

イ 校長は、人事配置等において、教諭等における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意する。

(2) 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の割り振り

ア 校長は、4（1）の学校における休養日及び活動時間等の設定に当たって、教諭等が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教諭等の勤務時間を考慮する。

イ 校長は、部活動の業務については時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、通常の勤務時間以外の時間帯に業務を命ずる場合、勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずる。

(※) 部活動として目標とする重要な大会等とは、

- ① 中学校体育連盟が主催又は共催する大会
 - ② 日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会
 - ③ 中学校体育連盟加盟団が主催又は共催する大会に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会
 - ④ 全日本合唱連盟等が主催又は共催する大会・コンクール
- 等、部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会とする。

【参考資料等】

- ・「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号文部科学事務次官通知）
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 3 月 19 日付 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知）
- ・「第 3 日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定について」（平成 29 年 10 月 2 日付教委保第 1112 号 佐賀県教育委員会教育長通知）
- ・「佐賀県運動部活動の在り方に関する方針の策定について」（平成 30 年 8 月 28 日付教委保第 1070 号）
- ・江北町「部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 10 月 25 日付江教学 151 号）